

令和7年度 多摩ボランティア・市民活動支援センター 団体登録（更新）手続きについて

令和6年度の団体登録の期限が令和7年3月31日で終了します。
令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の多摩ボラセンの団体登録（更新）について、下記のとおり申請の受付を開始いたします。
下記の期間内に申請書類をご提出いただきますようお願いいたします。



タマボラ君

1. 登録できる団体（登録要件）

- ① ボランティア・市民活動等の公益的な活動を行う非営利団体
※会員向け互助活動のみを行う団体は除く
- ② 政治的、宗教的、営利的目的がないこと
- ③ 多摩市内を主たる活動の場とし、代表者が明確であり、団体の活動内容を公表できること
- ④ 構成員が5名以上で、過半数が多摩市内に在住・在勤・在学であること
- ⑤ 多摩ボラセンと連携をとり、多摩市社会福祉協議会の行う事業等に協力すること

2. 登録団体への活動支援について

- ① 団体主催事業への協力や多摩ボラセンが発行する情報誌「ボランティア通信」（毎月発行）やホームページ等による広報活動の支援
- ② 本センターの活動室、総合福祉センター分室のボランティア活動室の貸出
※「多摩ボランティア・市民活動支援団体登録制度実施要綱細則」に基づいた団体区分により、施設利用予約期日に違いがあります。
- ③ 印刷機・コピー機の使用（※有料）
- ④ 本センター及び総合福祉センター分室の団体専用ロッカーの貸与（希望がある場合）
※団体専用ロッカーに関しては、既に他の公共施設などでロッカー等を使用している団体を除く。
- ⑤ ボランティア活動等振興助成金の申請・交付（別途審査あり）
- ⑥ その他、活動に関する助言や各種相談、他団体助成金申請に必要な推薦文の作成 など

3. 提出書類 下記の書類をご提出ください

- ◆団体登録申請書（第1号様式）※両面あり
- ◆定款・会則・規約のいずれか（書式は任意）
変更の有無にかかわらず、ご提出ください
- ◆名簿（書式は任意）
氏名・住所（地区名）・電話番号が記載されているもの
- ◆事業報告書など団体の活動内容がわかる書類
登録更新⇒前年度（令和6年度）の活動報告書など

4. 提出期限

令和7年

2月21日（金）

まで

多摩ボラセン
提出（必着）

※団体登録申請書（第1号様式）は、当センターホームページからもダウンロードできます。
（裏面もありますので、両面にて印刷してください。）

※登録には審査があります。登録可否の決定通知は、令和7年3月下旬までに送付予定です。

※提出期限を過ぎた場合は、令和7年度新規団体登録となり、提出方法が窓口のみになります。

団体登録の申込み、お問合わせは…

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター

〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階

（電話）042-373-6611 （FAX）042-373-6629 <https://tama-shakyo.jp>